

〔類聚名義抄八〕釣力モ クルマノカモ 錆車ノカリモ 錆車ノカリモ

〔拾遺和歌集九〕能宣に車のかもをこひに遣して侍けるに侍らすといひて侍ければ、

かをさして馬といふ人ありければかもをもをしと思ふなるべし

返し

なしといへばをしむかもとやおもふらむ亥かやうまとぞいふべかりける

〔新撰字鏡〕輔扶禹反万相也助

能宣

藤原仲文

輔

〔段注說文解字〕輔春秋傳曰輔車相依凡許書有不言其義徑舉經傳者如對下云鶴鳴九皋聲聞于天艶下云色艶如也絢下云  
 車既載乃棄爾輔傳曰大車既載又棄其輔也無棄爾輔員子爾輔傳曰員益也正義云大車牛車也  
詩云素以爲絢兮之類是也此引春秋傳僖公五年文不言輔義者義已具於傳文矣小雅正月曰其  
爲車不言作輔此云棄輔則輔是可解脫之物蓋如今人綁杖於輜以防守車也今按呂覽櫟勤篇曰  
宮之奇諫虞公曰虞之與虢也若車之有輔車依輔亦依車虞虢之勢是也此卽詩無棄爾輔之  
說也合詩與左傳則車之有輔信矣引申之義釋本義也凡相助之稱今則借義行而本義廢謬有知輔爲車自存本字周易作輔亦謂之假借也今亦本字廢而借字行矣面部曰輔婦車也面輔  
說輔之本義也所以說左氏也謂輔與車必相依倚也他家說左者以頰與牙車釋之乃因下文之唇  
齒而傅會耳固不从車甫聲扶雨切人頰車也若許說之善也

沿革

〔輿車圖考〕車の事日本紀に車輿などあるは例の文章にてたしかに見えたるは雄略紀に上車歸とあると新撰姓氏錄に見えたる車持公の條と合せみて此時はたしかなれど猶履中紀に車持君車持部を校して兼取充神者とあればそれより古よりある事を玄るべし。○清寧天皇御時、億計弘計の皇子たちを青蓋車にて迎へらるよし見えたれどこれは漢書輿服志の文にてかけるなり、又雄略紀に、展車馬とあるは文選の文なり、日本紀には、この類多し。○孝德紀に、車形錦といふ事みゆるも、是またにしへよりありし一證なり。○中そもく唐の制度、乘御に四色あり、路車傍車輦輿あり。○中この中に路車傍車は、皇朝には凡用ひられず。